

# 認証評価制度における大学図書館の自己点検評価

## The Self-assessment of the University Libraries and Accreditation System

塩見 橘子<sup>†</sup>

SHIOMI KITSUKO<sup>†</sup>

**概要** 1900 年後半より、大学を取り巻く環境は激変し、それとともに評価への高まりが強まっていった。それらの状況の中で大学や教育・研究の支援組織である大学図書館も同様にそれらの影響を受けた。我が国の大学図書館においては、評価が意識され始めたのは 1991 年以後である。そして、大学図書館においては、自己点検評価の取り組みが浅いまに 2004 年認証評価制度に突入した。本研究は、筆者が第 55 回に本図書館情報学会研究大会発表した"認証評価制度における大学図書館評価“より、一部修正、加筆することにより、認証評価制度における大学図書館の自己点検評価に焦点をしぼり、それらの位置づけ、現状、課題等をまとめたものである。

**キーワード** 大学図書館評価、自己点検評価、認証評価制度

**Keywords** University Libraries, Self-assessment, Accreditation System

## 1. はじめに

1991 年の大学設置基準<sup>1</sup>の改正により、教育・研究組織の柔軟化、教養教育の廃止、自己点検・評価の実施の努力が義務化された。この改正により、図書館関連においても、大きな変化があった。

<sup>2</sup>

1999 年の大学設置基準<sup>3</sup>の改正があった。この改正により、学部・学科内の教育課程のカリキュラム等の編成が関連審議会をとおさなくても自由にできるようになる一方、国公立大学の全てに、自己点検評価の実施とその結果の公表が義務化された。

2002 年の学校教育法の改正<sup>4</sup>により大学はその教育研究水準の向上に資するため、全ての国公立大学は、自己点検評価に加え、第三者による認証評価を受けることが義務化された。2003 年の大学設置基準<sup>5</sup>の改正により、大学設置、認可の

手続きの簡素化、簡略化があった。

2004 年より、全ての国立大学は法人へ移行し、認証評価制度がスタートした。

このように、1900 年後半より、大学を取り巻く環境は激変し、それら中で大学評価が重要なものとなっていった。そして、大学の教育・研究支援組織である図書館にとっても同様に評価が重要なものとなっていった。本研究は、筆者が第 55 回に本図書館情報学会研究大会発表した"認証評価制度における大学図書館評価“より、一部修正、加筆し大学図書館評価における自己点検評価に焦点をあて、以下についてまとめる。

- 1.自己点検評価の位置づけ
- 2.自己点検評価の実際
  - (1)2004 年以前
  - (2)2004 年以後
- 3.自己点検評価の課題

<sup>†</sup>大阪市立大学大学院創造都市専攻後期博士課程

## 2. 自己点検評価

### 2.1 自己点検評価の位置づけ

大学評価における自己点検評価の法的な位置づけについて、概観する。

大学設置の基本は、教育基本法<sup>6</sup> 第 6 条にある。具体的な大学の設置母体別に規定として、以下の通りである。

第六条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

そして、学校教育法<sup>7</sup>、第 5 章に大学の設置に関する、具体的記載として、以下がある。

#### 第 3 条

学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。このように、設置基準が大学設置基準となるものである。

1991 年の大学設置基準<sup>8</sup>は、35 年振りに改正にされた。図書館関連事項の変化について、概観する。

大学設置基準（昭和 31 年）は、以下の通りである。

#### 第 11 章 設備及び附属施設

（図書及び学術雑誌）

#### 第 40 条

大学は、授業科目の種類に応じ、次ぎの各号に掲げる冊数及び種類数の図書及び学術雑誌を系統的に整理して備えるものとする。

1. 一般教育科目に関する図書 人文・社会・自然の各分野についてそれぞれ 800 冊以上、合計 3000 冊以上
2. 外国語科目に関する図書 外国語について千冊以上 外国語についてそれぞれ千冊以上
3. 保健体育科目に関する図書 300 冊以上
4. 専門教育科目に関する図書及び学術雑誌等

大学設置基準（平成 3 年）は、以下のとおりである。

#### 第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等 （図書等の資料及び図書館）

第 38 条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を図書館を中心に系統的に備える。

- 2 図書館は、前項の資料を収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。
- 4 図書館には、大学の教育研究を促進でききるような適当な規模の閲覧室、レファレンスルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。
- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

この改正により、図書館は、従来の建物、設備、資料の扱いであったものから、図書館活動としての資料、図書館活動、職員等に言及する規定へと画期的な変化をとげた。<sup>9</sup>

証評価制度についての様々な記載は、学校教育法第 69 条にある。

第 69 条 3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及びに評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 前 2 項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前 2 項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次上において同じ)に従って行うものとする。

このように、大学は自ら自己点検・評価を行い、この結果を、認証評価機関が大学評価基準に従って、点検・評価を行うことが規定されている。

上記の適用に関しては、学校教育法第 69 条の四第二項に規定する基準を適用するに對して必要な細目を定める省令（文部科学省令第 7 号、平成

16年3月12日)がある。大学評価基準は、第一条2として、以下のとおりである。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること
- 二 教育組織に関すること
- 三 教育課程に関すること
- 四 施設及び設備に関すること
- 五 事務組織に関すること
- 六 財務に関すること
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

そして、認証評価の施行に関する詳細は、学校教育法施行規則第三節「認証評価その他」<sup>10</sup>の、第71条の二～第71条の八にある。

## 2.2 自己点検評価の実際

### 2.2.1 2004年以前

1991年の大学設置基準による、自己点検評価の実施の努力の義務化を契機に、大学やその支援機関である大学図書館においても評価への関心が高まった。それらの大学評価における大学図書館の自己点検評価への活動に焦点をあて概観する。

1992年3月国立大学図書館協会<sup>11</sup>において、国大協自己点検評価の検討を開始した。1年後の1993年3月に「国立大学における自己点検・評価について一よりよき実施に向けての提言—<sup>12</sup>が提示された。報告書は3項目より構成される。1.大学図書館の課題 2.大学図書館の自己点検評価のねらい 3.大学図書館の自己点検・評価項目—である。自己点検・評価項目は、3項目より、構成される。—1.利用者へのサービス,2.サービスの基盤業務,3.経営計画—である。それらは、各活動領域、活動項目、点検・評価対象、点検方式等の例示より構成される。細目として約100項目を持ち、大部のものである。これらの項目は、国立大学図書館の自己点検・評価の基礎とするものである。

一方、私立大学においては、1999年に私立大学図書館協会自己点検評価・手法ガイドライン<sup>13</sup>

を作成している。ガイドラインは、1.サービス、2.情報資源、3.施設・設備、4.職員、5.組織運営にまとめられ、次に中項目、小項目、さらに細密化され約800項目のガイドラインにより構成されている。

法人化を直前にした2001年11月より国立大学図書館協議会「法人取得問題に関する附属図書館懇談会」「図書館評価指標WG」が組織された。国立大学の法人化、中期目標、中期計画の立案のために、目標、計画、評価のための項目、指標を開発、検討する必要があるということで着手されたものである。その検討結果は「大学図書館における評価指標報告書Version0」<sup>14</sup>として提示された。第I部は、評価指標、評価指標の収集方法、第II部 データ収集マニュアル、関連資料、第III部は、付録よりなる。調査文献として、文部省大学図書館実態調査結果報告<sup>15</sup>、国際比較のため海外文献を使用している。指標は1.定量的指標 2.電子的図書館サービス関係指標 3.定性的指標よりなる。レベルは、1.基礎評価レベル 2.必須的選択レベル 3.選択レベルよりなる。整理の方法としては、大学規模、資源、管理運営、サービス、予算、経費、図書館活動、成果評価、その他 8 分類している。その結果、定量的評価指標 69、電子図書館サービス関係指標 22、定性的評価指標 90 を提示している。これらの作業は、2001年11月から2002年3月4ヶ月間で作成されたものである。

この報告書は、”当初目指したガイドライン的なものにいたっていない。附属図書館が大学の学術基盤整備の中で必須の施設として役割を果たしていく上で、継続的な検討と内容的に大学図書館各位による今後のブラッシュアップが必要である。同時に大学が中期目標、中期計画の中に附属図書館を戦略的にどう位置づけるかの検討に際して、この報告書がその一助となることを期待したい。“と結ばれている。

一方、私立大学においては、1990年の「大学図書館の理論と実践」にひき続き<sup>16</sup>2005年に「大学図書館の理論と実践II」<sup>17</sup>を出版した。後者は、平成3年から15年間に渡る「大学図書館司書主務者研究会」報告書に掲載された講演・発表論文を整理・分類して大学図書館の取り組みをまとめ

たものであり、1.管理行政,2.資料管理,3.利用者サービス,4.教育・学習支援に整理し、今後の私立大学図書館の改善充実にむけての指針と示唆を与えるものとしている。私立大学は大勢の職員を巻き込んで、管理運営への取り組みを継続的に実施してきているといえる。

森(1996年)<sup>18</sup>によれば、当時の大学や大学図書館の自己点検評価への取り組み状況が分かる。

“1995年(平成7年10月)現在 全大学の約80%近い大学でなんらかの自己点検・評価を実施している。国立大学はほぼ全大学で「〇〇大学自己点検・評価報告書」とか「〇〇大学の現状と課題」と題して教育研究活動全般にかかる点検・評価と課題をまとめている。そしてそのほとんどが、そのなかで図書館に関する章や節を設けている。

1993年(平成5年)～1996年(8年)の状況として、21大学図書館24件の自己点検評価がある。しかしながら、いずれの場合も、図書館実務のチェックリスト的な側面が多く、点検評価の結果による課題の報告という性格が強くなっている。そのため、総合的な観点から中・長期的な課題をさぐるためには、あらためて計画策定を行う必要が出てくる。”

筆者が1997年以後の外部評価報告書、自己点検評価報告書をWeb catで検索した結果、外部評価報告書は13大学、自己点検評価報告書は20大学があった。し図書館のよりよき発展のために効果的な自己点検評価を実施するには、さらに一歩進めた総合的な自己点検評価に関する研究が必要であろうが、残念ながら、外部評価、自己点検評価に関する研究書は、ほとんど存在しない。

## 2.2.2 2004年以後

全ての国公立大学は、自己点検評価に加え、第三者による認証評価を受けることが義務化され、2004年より、認証評価制度はスタートした。現在、4年制認証評価機関として認定されている機関は、大学評価・学位授与機構<sup>19</sup>、大学基準協会<sup>20</sup>、日本高等教育評価機構<sup>21</sup>がある。

各組織の大学評価は、それぞれの認証機関の実施要領等によるものである。いずれの機関におい

ても評価に先立ち各機関の自己点検評価を提示することが義務付けられている。また、各組織は、評価の観点や、点検・評価項目を提示している。従って、各大学はそれらの、評価の観点や点検・評価項目にしたがって、自己点検評価を実施することになる。次に、それらの評価の観点や点検・評価項目のうち図書館関連に焦点をあて、それぞれを比較するとともに、位置付け、特徴を明らかにし、それらの問題点、課題等を考察する。

### (1) 大学評価・学位授与機構

当機構の自己点検評価関連について「自己評価実施要領」<sup>22</sup>により概観する。

各大学は、「自己評価実施要領」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成する。ここには、「基本的な観点」「自己評価の根拠となる資料・データ等例」の提示がある。資料・データは、例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではない。

原則として、全ての「基本的な観点」に係る状況を分析し、整理することが求められる。そして、各基準に関し、基本的な観点に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点についての状況を分析し、記述することができる。また、各大学に優れた点、改善を要する点などを評価し、記述する。

図書館関連の「大学評価基準」と、「自己評価の根拠となる資料・データ等例」の提示は、「資料1」(p.7)の通りである。

当機構の「大学評価基準」の図書館関連の評価項目は基準8 施設・設備にある。それらの評価基準及びそれらの点検評価の根拠となる資料・データ例は、以下の通りである。

#### 8-1 施設・設備

##### 8-1-1 図書館の整備、有効利用

点検資料データ例：各施設・設備の整備状況(部屋数、面積、収容者数、開館時間、パソコン等の数)、利用状況(講義室稼働率等)、整備計画、利用計画

##### 8-1-2 情報ネットワーク

点検資料データ例：情報ネットワークの整備状況(パソコン等接続状況)、授業以外で学生の利用可能なパソコンの台数、利用規則

等

### 8-1-3 施設、設備の運用

点検資料データ例：各施設・設備の利用の手引きの作成状況、配布状況、学内ホームページ等の案内・周知状況

### 8-2 資料

点検資料データ例：図書等の資料（ソフトウェア、視聴覚教材等を含む）の内容、冊数等のデータ、利用実績

当機構の図書館関連自己点検評価には以下の特徴がある。

- 1.当機構の「基本的な観点」「自己評価の根拠となる資料・データ等例」の提示は、例示がある。資料、データ等の提示は、必ずしも全く同じ資料・データを要求するものではない。
- 2.当機構の大学評価項目のうち、図書館関連の評価項目は基準8 施設・設備にある。点検資料データ例は、施設・設備、資料に関するものである。教育研究設備としてのデータベースの整備がある。
- 3.当機構の点検評価は、図書館活動、専門的職員等に関するものが想定されていない。

## (2) 大学基準協会

当協会の自己点検評価関連について「大学評価ハンドブック」<sup>23</sup>により概観する。

大学基準協会へ評価対象大学より提示するものとしては、「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」「添付資料」がある。

点検・評価報告書は、「序章」、「本章」、「終章」にて構成する。

「本章」には、主要点検項目の大項目と同主旨の項目を柱立して記述する。大項目は目標設定、当該項目の現状説明、設定された目標と現状説明をもとにした点検評価、点検・評価の結果明らかになった課題についての改善・改革方策を記述する。

当協会の「大学基準」のうち図書館関連の評価基準と点検評価項目は「資料 2」(p.7-9)の通りである。図書館関連項目は学士課程においては、10.施設・設備等,11.図書館等に含まれる。10.施設・設備等の評価基準では、建物だけでなく、設備としてのコンピューターその他の各種情報機器の整備およびそれらにおいては、人員、十分活用できるような装

置、責任体制、システムを整備の言及がある。評価基準は、学生閲覧室の座席数、図書等を体系的に整備、図書館利用のガイダンス、学内外の資料の閲覧・貸出業務、レファレンス等、図書館利用者に対する利用上の配慮、電子図書館の開設がある。修士・博士課程の評価基準は 10.施設・設備等,11.図書館等である。11 の評価基準には、図書・電子的媒体等の資料を体系的、計画的に整備、保管および利用のために固有の施設、夜間開館、データベースの構築、電子図書館の開設がある。主要点検・評価項目は(1)施設・設備(2)情報インフラより構成される。(2)の B 群は、学術情報の記録、保管、学術情報の相互利用があり、C 群においては、各種データベースのナビゲーション機能の充実度、集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況がある。

大学全体の「添付資料」として、1.シラバス 2.規程について 3.大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書について（該当するものがあれば、適宜提出） 4.財務関連資料について（財務計算書類、財務計算書類、幹事と公認会計士の監査報告書等）がある。それらにおける図書館関連するものとしては、1.図書館利用ガイド等、その他、委員会、利用規程、各種パンフレット類等、2.大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書がある。このように、当協会においては、図書館独自の自己点検・評価報告書を提示するケースもある。

「大学基礎データ」は大学全体では 48 ある。それらの中で図書館関連は、1.図書、資料の蔵書数,2.過去 3 年間の図書の受け入れ状況,3.学生閲覧室等に関する 3 種類である。

一方、図書館評価としての、達成度による評価、水準による評価は、「資料 3」(p.9-10)のとおりである。

当協会の図書館関連自己点検評価には以下の特徴がある。

- 1.当協会の大学評価における図書館の自己点検評価は、大学全体の総合的評価に含まれるが、図書館単独の自己点検評価の提示もある。
- 2.当協会の「大学基準」は施設・設備と図書館の 2 項目があり、学部、修士・博士課程と段階的に対応している。点検評価報告書は、図書館サービス、施設・設備、資料等において細部に

及んでいる。

- 3.当協会の大学基準には、専門的職員その他の専任の職員等に関する事項が存在しない。

### (3) 日本高等教育評価機構

当機構の自己点検評価について「大学機関別認証評価実施大綱」<sup>24</sup>により概観する。対象大学は、評価機構が別に定める「自己点検報告書作成ガイド」に従って自己評価を実施し、自己評価報告書を作成する。

当機構は「大学評価基準」を、学校教育法<sup>25</sup>及び大学設置基準<sup>26</sup>等の法令の遵守の状況を踏まえた「評価の視点」の設定をし、「建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」を踏まえた評価を行うとしている。

具体的な自己点検は「基準項目」ごとに、「評価の視点」を踏まえて、「事実の説明(現状)」、「自己評価」を行い、「改善・向上方策(将来計画)」を記述する。自己評価報告書には、資料・データ等の添付が必要であり、「評価機構が必要とする資料・データ等」の提示がある。図書館関連データとして、図書・資料の所蔵数がある。

当機構の図書館関連評価基準と点検評価項目は「資料4」(p.10)の通りである。

当機構の、大学評価基準の中で、図書館関連項目は、基準9:教育研究環境として、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備し、機能的に運用されていることが求められ、施設設備、図書館、情報サービス、IT環境等が含まれる。評価の視点は、施設設備の適切な整備、有効活用、適切な維持、運営、安全性、教育研究環境整備となっている。また、データとして図書、資料の蔵書数が求められている。

当機構の図書館関連の自己点検評価には以下の特徴がある。

- 1.当機構の大学評価基準、点検評価はまさに施設・設備としてのものである。
- 2.大学設置基準の図書館関連事項にある、図書館活動、専門的職員その他の専任の職員等の点検・評価がない。

## 3.おわりに

### 3.1 特徴について

### (2)自己点検評価の実施について

1991年の大学設置基準の改正を契機に、大学及び図書館においては、大学評価に伴う、自己点検・評価への取り組みはスタートしたものである。

国 国立、私立大学図書館等は組織別に検討し、自己点検評価マニュアルを作成している。それらは、内容的には、チェック項目を洗い出したものであり、チェック項目数は国立では、100以上、私立では約800と多数の項目を持つ。また国立大学図書館協議会「法人取得問題に関する附属図書館懇談会」「図書館評価指標WG」においては、国立大学の法人化、中期目標、中期計画の立案のために、目標、計画、評価のための項目、指標を開発、検討し、その検討結果は「大学図書館における評価指標報告書Version0」<sup>27</sup>として提示された。しかしながら、これらは、実用化にいたっていない。また、一方では自己点検評価の研究書は少ない。

### (2)自己点検評価の位置付けについて

各機関の認証評価制度は、自己点検評価に基づく評価であり、自己点検評価は重要な位置をしめる。大学評価における図書館関連評価は大学評価基準に位置づけられている。各組織の自己点検評価はそれらの評価項目に基づく評価であり、点検評価項目については支持、あるいは例が示されている。

### (3)点検評価の項目について

各組織の大学図書館関連の点検評価項目には、以下の特徴がある。

- 1.3 機関の自己点検項目は、施設・設備、資料が主である。
- 2.図書館活動に関しては、大学基準協会が図書館活動に関する自己点検項目があるが、他の2機関は全くない。
- 3.3 機関とも、自己点検評価項目に、専門的職員その他の専任の職員等に関するものが存在しない。

### 3.2 課題について

自己点検評価に焦点を当てた以上の調査結果より、以下の課題を提示する。

- 1.図書館評価のしくみとして図書館における自己点検評価は重要な位置付けにある。大学図書館の発展、向上のためには、図書館が自ら、自己

点検評価し、発展、向上をはかることが必要である。

2. 大学図書館においては、自己点検評価は発展段階にある。認証評価制度に適應する大学図書館における標準的、合理的な自己点検評価マニュアルの作成や、大学図書館に共通する指標等の作成が必要である。
3. 各機関の認証評価は、学校教育法、大学設置基準を遵守するものでなければならない。しかしながら、各機関の自己点検評価項目は、旧大学設置基準<sup>28</sup>(昭和31年)にある施設・設備、資料が主となっていて、これらの項目にある図書館活動、専門的職員等に関するものが充分でない、あるいは欠落している。図書館活動や専門的職員等に関連して、大学図書館はどのように自己点検評価や評価すべきか、また各認証評価機関はどのような評価をすべきかの再度見直し、検討することが必要である。
4. 今後の図書館の発展、向上のためには、現時点にある、大学設置基準に見合った、自己点検・評価にとどめるだけでよいのかの検討が必要である。

## 謝辞

本研究につきましては、大阪市立大学大学院創造都市研究科北克一教授にご助言、ご指導をいただきました。末尾になりますが、ここに深く感謝致します。

## 資料1：大学評価・学位授与機構

### 基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-1-1 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる）が整備され、有効に活用されているか。

- 点検資料データ例：各施設・設備の整備状況(部屋数、面積、収容者数、開館時間、パソコン等の数)、利用状況(講義室稼動率等)、整備計画、利用計画
- 8-1-2 教育内容方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され有効に活用されているか。  
点検資料データ例：情報ネットワークの整備状況(パソコン等接続状況)、授業以外で学生の利用可能なパソコンの台数、利用規則等
  - 8-1-3 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。  
点検資料データ例：各施設・設備の利用の手引きの作成状況、配布状況、学内ホームページ等による案内・周知状況
  - 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて図書学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。
  - 8-2-1 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。  
点検資料データ例：図書等の資料(ソフトウェア、視聴覚教材等を含む)の内容、冊数等のデータ、利用実績

## 資料2：大学基準協会

### 学士課程：評価基準

#### 10.施設・設備等

学部等は、その理念と目的に沿った教育研究を遂行するために、開設している教育課程の種類、学生数・教員数等の組織規模等に応じて、必要かつ十分な広さの校地、校舎を整備するとともに、その教育課程を有効に展開し学生への教育指導上の効果が十分発揮される適切な数・面積の講義室、演習室、実験・実習室等を設ける必要がある。また、その教育効果が十分あげられるような機器・備品等を整備し学生の学修に供すると同時に、社会の様々な要請の変化に適切の変化に対応するため に絶えずその更

新・充実を図り、その有効活用に留意する必要がある。

加えて、近來における大学の教育研究環境を決定するコンピューターその他の各種情報機器の整備には十分に配慮する必要がある。その際、単に機械・設備等の整備に限らず、機器利用を補助するための人員を配備するとともに、学生や教職員がこれらを十分活用できるような装置が必要である。

また、施設・設備および機器・備品を維持・管理するための十分な責任体制を確立するとともに、併せて衛生・安全を確保するためのシステムを整備することが必要である。

主要点検・評価項目

(A群：必要不可欠、B群：具備が望ましい、C群：採用は裁量による)

#### 7.施設・設備等

(施設・設備等の整備)

A群・大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

(表36) (表37) (表38) (表39) (表40)

B群・教育の用に供される情報処理機器などの配備状況

C群・社会への開放される施設・設備の整備状況

・記念施設・保存建物の保存・活用の状況

(キャンパス・アメニティ等)

B群・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

・「学生のための生活の場」の整備状況

・大学周辺の「環境」への配慮の状況

(利用上の配慮)

A群・施設・整備面における障害者への配慮の状況

C群・各施設の利用時間に対する配慮の状況

・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

(組織・管理体制)

B群・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

#### 11.図書・電子媒体等

学生の主体的学修の促進等を図るために、学生閲覧室の座席数を学生数に応じて適切に整備するとともに、必要かつ十分な図書等を体系的に

整備しておく必要がある。また、効果的な図書館利用を可能とするための図書館利用のガイドンス、学内外の資料の閲覧・貸出業務、レファレンス等、図書館利用者に対する利用上の配慮を十分に行う必要がある。されに1年間の開館日数や、授業の終了時間を考慮した開館時間等についても配慮が必要である。

また、学術研究の高度化、国際化、多様化に対応して、電子図書館の開設をも考慮することが望ましい。

大学：学部における主要点検・評価項目

#### 8.図書および図書・電子媒体等

(図書・図書館の整備)

##### A群

・図書・学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性(表41：図書、資料の所蔵数)

・図書館施設の規模、機器、備品の整備状況とその適切性、有効性(表42：過去3年間の図書の受入れ状況)

・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性(表43：学生閲覧室等)

##### A群

・図書館の地域への開放の状況

(学術情報へのアクセス)

##### B群

・学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

#### 修士・博士課程：評価基準

##### 10.施設・設備等

研究科等は、その理念と目的に沿った教育研究を遂行するために、開設している教育課程の種類、学生数・教員数等の組織規模等に応じて、必要かつ十分な施設・設備・機器・備品等を整備するとともに、絶えずこれらの更新拡充とその有効な活用を図る必要がある。

ただし、同一分野の学部を基礎として、かつ入学定員が一定規模に満たない研究科等は、学部、大学附属研究所等の施設・設備を共用することも認められる。その場合でも、研究科等は、

教育研究上、支障をきたさないように十分に配慮することが望まれる。特に、修士・博士課程の学生は、学士課程に学ぶ学生と比較してより高度かつ主体的な学修・研究に取り組むことが想定されていることに十分配慮する必要がある。近年社会の様々な要請に応じて、サテライト式キャンパスを設置したり、夜間開講の教育課程を用意する等、多様な教育形態の研究科等が設置されている。この場合には、そこで十分な教育研究が行えるように、研究科等は、施設・設備の充実に機器に配慮する必要がある。

これらに加えて、研究科等は近年における大学の教育研究環境を決定するコンピューターその他の、各種情報機器の整備にも十分に配慮する必要がある。その際、単に機械・設備等の整備に限らず、機器利用を補助するために人員を配慮するとともに、学生や教職員がこれらを十分活用できるような措置が必要である。

また、研究科等は施設・設備および機器・備品を維持・管理するための責任体制を確立するとともに、衛生・安全を確保するためのシステムを整備することも必要である。

## 11.図書館等

研究科等は、その教育目標に応じて、必要な図書・電子的媒体等の資料を体系的、計画的に整備し、必要に応じてそれらの保管および利用のために固有の施設を設けることが望ましい。夜間開講の教育課程を設けている場合は、開館時間についての配慮が必要である。また、学術研究の高度化、国際化、多様化に対応した、データベースの構築に努めるとともに、電子図書館の開設をも考慮することが望ましい。

大学院における主要点検・評価項目

### 6.施設・設備等

#### (1)施設・設備

(施設・設備等)

- A 群・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- B 群・大学院専用の施設・設備の整備状況
- C 群・大学院学生用実習室等の整備状況  
(先端的な設備・装置)
- C 群・先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性
  - ・先端的研究の用に供する機械・設備の整備・

利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附属研究所等との連携関係の適切性

(独立研究科の施設・設備等)

- C 群・独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性

(夜間大学院などの施設・設備等)

- C 群・夜間に教育指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

(本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等)

- C 群・本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

(維持・管理体制)

- A 群・施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制を確立状況

- B 群・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

#### (2)情報インフラ

##### B 群

- ・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性
- ・国内外の他の大学院・大学と図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

##### C 群

- ・コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用 目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度
  - ・資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況

### 資料3：大学基準協会「評価」

評価項目（図書館及び図書・電子媒体等）

(達成度による評定に際し留意すべき事項) (A B C D)

- ・図書・電子媒体等の体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しているか。

(達成度により評定の根拠)

(水準による評定項目)

- ・図書館を地域に開放している。(4321)
  - ・国立情報学研究所のNACSIS-IRや他の図書館とのネットワークが整備されている。(4321)
  - ・図書館閲覧関数が全学収容定員の10%を超えている。(4321)
  - ・最終授業修了後も図書館で学生が学修することができる。(4321)
- (長所)  
(問題点)  
(その他のコメント)

評価項目 (社会貢献)

- (達成度による評定際し留意すべき事項) (A B C D)
- ・社会との連携や交流に配慮し、広く社会に貢献している。
- (達成度により評定の根拠)

資料4：日本高等教育評価機構

基準9 教育研究環境

本基準は、大学の教育研究環境に想定するものです。大学は、教育研究上の目的を達成するために必要な教育研究環境を整備し、機能的に運用されていることが求められます。

領域：施設設備、図書館、情報サービス、IT 環境等

- 9-1.教育研究目的を達成するために必要なキャンパス(校地、運動場、校舎等の施設設備)が整備され、適切に維持、運営されていること
- 9-2.施設設備の安全が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること

評価の視点

- 9-1-1 施設設備の適切な整備、有効活用
- 9-1-2 適切な維持、運営
- 9-2-1 安全性
- 9-2-2 教育研究環境整備

参考・引用文献

1 大学設置基準：  
[http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX\\_OPT=1&H\\_NAME=%91%e5%8a%77%90%dd%92%75%8a%ee%8f%80&H\\_NAME\\_YO\\_MI=%82%a0&H\\_NO\\_GENGO=H&H\\_NO\\_YEAR=&H\\_NO\\_TYPE=2&H\\_NO\\_NO=&H\\_F](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%91%e5%8a%77%90%dd%92%75%8a%ee%8f%80&H_NAME_YO_MI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_F)

---

ILE\_NAME=S31F03501000028&H\_RYAKU=1&H\_CTG=1&H\_YOMI\_GUN=1&H\_CTG\_GUN=1[2007年9月21日確認]

2 森茜「変革期における大学図書館の管理と運営」  
大学図書館研究 50,1996,10,p.6

3 前掲 1)

4 学校教育法：  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO026.html>[2007年9月21日確認]

5 前掲 1)

6 教育基本法：  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H18/H18HO120.html>[2007年9月21日確認]

7 前掲 4)

8 前掲 1)

9 前掲 2)

10 学校教育法施行：  
(平成17年9月9日政令第295号)  
<http://www.houko.com/00/02/S28/340.HTM>  
[2007年9月5日確認]

11 国立大学図書館協議会：国立大学図書館の協力推進を目的とし、国立大学図書館を会員として1968年に創立された団体。法人化後の名称は国立大学図書館協会。  
<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/>[2007年9月21日確認]

12 国立大学図書館協議会「国立大学における自己点検・評価について一よりよき実施に向けての提言」—1993

13 私立大学図書館協会自己点検評価・手法ガイドライン作成委員会「私立大学図書館協会自己点検評価・手法ガイドライン」私立大学図書館協会,1999

14 国立大学図書館協議会、法人取得問題に関する附属図書館懇談会、図書館評価指標WG「大学図書館における評価指標報告書 Version 0」2002

15 文部省大学学術局情報図書館課「大学図書館実態調査結果報告」1968—

16 日本私立大学協会大学図書館研修委員会編「大学図書館の理論と実践」日本私立大学協会、雄松堂,1990

17 日本私立大学協会大学図書館研修委員会編「大学図書館の理論と実践II」日本私立大学協会、雄松堂,2005

18 前掲 2)

19 大学評価・学位授与機構：  
[http://www.niad.ac.jp/n\\_hyouka/daigaku/in](http://www.niad.ac.jp/n_hyouka/daigaku/in)

- 
- dex.html [2007年9月21日確認]
- 20 大学基準協会：  
<http://www.juaa.or.jp/accreditation/index.html>[2007年9月21日確認]
- 21 日本高等教育評価機構：  
<http://www.jiheer.or.jp/kikanbetsu/kikanbetsu.html> [2007年9月21日確認]
- 22 前掲 15)
- 23 前掲 16)
- 24 前掲 17)
- 25 前掲 4)
- 26 前掲 1)
- 27 国立大学図書館協議会、法人取得問題に関する附属図書館懇談会、図書館評価指標WG「大学図書館における評価指標報告書 Version 0」2002
- 28 前掲 1)
29. 大学基準協会 『大学評価の新たな地平を切り拓く (提言)』 2000、5
30. 川口明彦『大学評価文化の展開—わかりやすい大学評価の技法』(大学評価・学位授与機構大学評価シリーズ) ぎょうせい、2006、185p
31. 文部科学省、科学技術・学術審議会学術分科会「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」2006.95p. :  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/06041015.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/06041015.htm) [2007年9月5日確認]
32. 筑波大学. 今後の「大学像」の在り方に関する調査研究 (図書館) 報告書: 教育と情報の基盤としての図書館. 2007. 139p.  
[http://www.kc.tsukuba.ac.jp/div-comm/spons\\_report/future-library.pdf](http://www.kc.tsukuba.ac.jp/div-comm/spons_report/future-library.pdf) [参照 2007-07-11]